

世界が進むチカラになる。



経済産業省 GXグループ 地球環境対策室
令和8年度二国間クレジット取得等のための
インフラ整備調査事業（JCM実現可能性調査）

公募説明会

公募概要

項目	内容
事業名	■ 令和8年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（JCM実現可能性調査）
公募期間	■ 令和8年5月22日（金）～6月22日（月）12時（正午）必着
応募予定者の事前連絡	■ 令和8年6月15日（月）17時までに、 jcm-fs@murc.jp 宛に下記を連絡 <ul style="list-style-type: none">● 企業名あるいは機関名、部署、氏名、連絡先（E-mail、電話番号）、応募予定のFS件名（公募要領P11参照）
応募書類	■ 企画提案書、見積書、添付資料、会社概要、財務諸表
応募書類の提出先	■ 当社より指定するオンラインストレージ
FS実施期間	■ 契約締結日～令和9年2月5日
採択件数	■ 15件程度 ※今年度は2次公募を実施するか未定であり、検討中の案件があればぜひ1次公募で応募ください。
予算規模	■ 1件につき税抜き1,500万円を上限
契約形態	■ 当社からの委託契約（経済産業省の標準的な委託契約書フォーマット+弊社の特約条項） ※FSへの応募により契約書の内容に合意いただいたとみなします。採択後に契約書の内容の修正には応じられませんのであらかじめご了承ください。

目次

I. JCM実現可能性調査（JCM FS）について

1. JCM FSの目的
2. JCM FSにおいて実施いただく事項
3. 各調査項目における調査内容
4. JCM FSの対象となる技術・製品
5. JCM FSの対象国
6. 応募資格

II. 本事業のスケジュールと終了後の展開

7. JCM FSのスケジュール
8. JCM FS終了後の展開（想定する出口戦略）

III. 経費の計上

9. 見積関連の提出書類
10. 共同提案者分の見積内訳
11. 経費区分
12. 経費の流用
13. 人件費単価の設定
14. 再委託・外注の区別
15. 一般管理費の計算方法

IV. 応募手続き・留意事項など

16. 応募手続き
17. 問合せ先

I. JCM実現可能性調査 (JCM FS) について

1. JCM FSの目的

JCM実現可能性調査

目的

- JCMを活用し、日本企業等の脱炭素技術・製品の普及等の**事業化を実現**すると共に当該国でのGHG排出削減及び**JCMクレジット化を実現**する案件の実現可能性を検討する。
 - 実証事業の開始に向けた基礎検討（導入技術、対象サイト、事業関係者等）
 - GHG排出削減量定量化のためのJCM方法論の基礎の作成
 - 相手国における導入技術の普及可能性の検討

出口戦略

NEDO JCM実証事業*1

民間JCM*2

その他の政府補助金事業*3

JCMプロジェクト化・クレジット発行

*1：二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業（実証設計）（以下、JCM実証事業）

*2：民間資金を中心とするJCMプロジェクト（以下、民間JCM）

*3：二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業（以下、JCM設備補助事業）等

2. JCM FSにおいて実施いただく事項

調査項目

- JCM FSに採択された場合は、以下の7点について調査を実施していただきます。
 1. 関連政策・制度の動向分析
 2. 提案技術や事業の実施に関する相手国の社会経済環境や市場動向の分析
 3. 事業化およびJCMプロジェクト化に向けた課題と対応策の検討
 4. GHG排出削減量の算定および排出削減貢献量の検討とJCM方法論案の作成
 5. 相手国関係者への提案技術・製品や事業化計画、課題や対応策等の共有を通じた事業化に向けた調整
 6. 今後の課題と対応策の検討
 7. Project Idea Note (PIN)案の作成

▶ **各調査項目の詳細は次頁以降に掲載**

実施事項

- 実施期間を通して下記に対応いただきます。
 - 毎月の調査の進捗を記載した**月報の提出**
 - 第三者の有識者が参加する**中間報告会**（10月頃）、**最終報告会**（1月頃）での進捗説明
 - **方法論案、PIN案を含む調査報告書**の提出

3. 各調査項目における調査内容

調査項目	調査内容（概要）
1. 関連政策・制度の動向分析	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相手国におけるFSに関連する政策・制度の動向（現状・将来）及び課題・現地ニーズを把握する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 対象とする政策・制度には、NDC、地球温暖化政策、関連するエネルギー政策、事業化に関連する政策、制度、法令、規制、パリ協定第6条に関連する政策等を含む。
2. 提案技術や事業の実施に関連する相手国の社会経済環境や市場動向の分析	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相手国におけるFSに関連する技術や事業の社会経済環境や市場の動向及び課題・現地ニーズを把握する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 対象とする社会経済環境・市場の動向には、競合企業等の動向を含む市場の競争環境、提案技術の需要、原材料の調達可能性等を含む。
3. 事業化およびJCMプロジェクト化に向けた課題の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記1、2の分析結果を踏まえ、事業化およびJCMプロジェクト化に向けた、事業ニーズの把握、事業化に向けた具体的な事業化計画・普及戦略への課題の把握と対応策の調査・検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業化のためのファイナンス、投資及び事業リスクの軽減に必要な検討、事業の採算性やJCMを利用する付加価値に関連する評価、クレジットの帰属を確保するためのスキームの検討を含む。 ■ 実施を検討している事業がJCM適用基準に合致しているかを確認する。 ■ 相手国内他地域、他国や地域内での普及拡大の可能性とその方策について検討する。 ■ NEDO JCM実証事業、民間JCM、その他の政府補助金事業等を活用した普及展開などの計画の検討を行う。
4. GHG排出削減量の算定および排出削減貢献の検討とJCM方法論案の作成	<ul style="list-style-type: none"> ■ プロジェクトにおいて期待されるGHG削減量、特にエネルギー起源のCO₂の排出削減量の総量を記載する。エネルギー起源CO₂以外のGHGの削減が見込める場合は、それについても併記する。 ■ 削減量試算のために、JCM提案方法論ガイドラインに沿ったJCM方法論案の検討・作成を行う。 ■ t-CO₂e当たりの削減コストも試算する。 ■ GHG排出削減対策がJCMプロジェクト化により普及した場合のGHG排出削減量の見込みや、普及戦略における当該国及び他国や地域内での排出削減への貢献の可能性検討（可能な限り定量評価）を行うこと。

注：赤字は過年度の公募からの変更点

3. 各調査項目における調査内容（つづき）

調査項目	調査内容（概要）
5.相手国関係者への提案技術・製品や事業化計画、課題や対応策等の共有を通じた事業化に向けた調整	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相手国政府関係者等との対話により、1～4で検討した調査内容について共有し、事業化の促進を図るとともに、将来のJCMプロジェクト化においてカウンターパートとなる政府関係者、相手国企業の特定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の関係機関や企業、大使館、JETRO、NEDO、JICA等在外関係者等と連携するための取り組みを含む。必要に応じ、日本国内関係施設の調査や相手国政府関係者等に向けた説明会等の開催等を効果的に行う。
6.今後の課題と対応策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1～5の調査成果を踏まえ、今後の事業化およびJCMプロジェクト化、普及展開を進めるにあたり、課題（事業リスク、普及上のネックの抽出等）及び将来の事業展開に向けた成功要因や解決すべき課題と対応策を検討する（相手国における規制、規格の制定に寄与するもの、政策や制度以外でのアプローチ、政策・制度構築と連携したビジネスモデルの提案を含む）。
7. Project Idea Note (PIN) 案の作成	<ul style="list-style-type: none"> ■ JCMプロジェクト化に向けたPIN案を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ● PIN案の作成は、昨年末に新様式に更新されたことに伴い、JCMA「PIN（新様式）の記入指針・記入例」を参照する。また、「民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイダンス（改定版）」を参照する。

注：赤字は過年度の公募からの変更点

4. JCM FSの対象となる技術・製品

1 エネルギー起源CO₂の排出削減を達成するもの

- 優れた脱炭素技術等を活用した**エネルギー起源CO₂の排出削減**を行うとともに、実現したGHG排出削減量のJCMクレジット化に資するもの。
 - エネルギー起源CO₂の排出削減と非エネルギー起源CO₂の排出削減を組み合わせた案件も対象となります（例：廃棄物発電による埋立ガスの削減とグリッド電力の代替）。

2 排出削減量が大きく、かつ、定量評価が可能なもの

- **GHG排出削減量を定量的に評価でき**、かつ、可能な限り**大規模なGHG排出削減**に貢献するもの。
 - 明確なGHG排出削減量の閾値は設定しませんが、一定以上の規模のGHG排出削減量が見込める提案を優先します。例えばCCS（二酸化炭素回収・貯留）を活用する案件の応募を期待します。

注：近年各パートナー国において、JCMを含むパリ協定第6条の活動対象を規定する動きがあります。

事業を検討する際は、当該国においてJCM化の対象となる事業・技術・製品であるか、事前に確認することが重要です。

5. JCM FSの対象国

既存のJCMパートナー国（2026年5月22日時点）

地域	パートナー国
東南アジア	ベトナム、ラオス、 インドネシア 、 カンボジア 、ミャンマー、 タイ 、 フィリピン
東アジア	モンゴル
西アジア	サウジアラビア、アゼルバイジャン、 ジョージア 、アラブ首長国連邦、オマーン
オセアニア	パラオ 、 パプアニューギニア
中央アジア・東欧	モルドバ 、 ウズベキスタン 、 キルギス 、 カザフスタン 、ウクライナ
南アジア	バングラデシュ 、 モルディブ 、 スリランカ 、インド
アフリカ	エチオピア、ケニア、 セネガル 、 チュニジア 、 タンザニア
中南米	コスタリカ、メキシコ、チリ

（注）**太字**の国のJCM規則・ガイドライン類は6条対応済み

今後JCMの署名が見込まれる新規国（パートナー国となることは予断しない）

- 南西アジア、東南アジア、南米、アフリカ（特に**マレーシア**、**ブラジル**）

6. 応募資格

- FSへの提案者は、次の条件を満たす法人とします。
 1. 日本に拠点を有していること*1。
 2. FSを的確に遂行する組織、人員等を有していること。
 3. FSを円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
 4. FSで知り得た一切の情報について、不適切に開示すること、又は漏洩することがない組織体制を有していること。
 5. 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
 6. 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
 7. 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
 8. 弊社が示す契約書案および特約条項の内容を理解し、かつ、合意できること*2。

- 二者以上による共同申請（コンソーシアム形式での申請）も認めますが、その場合は幹事法人を決めるとともに、幹事法人が企画提案書を提出してください。幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。

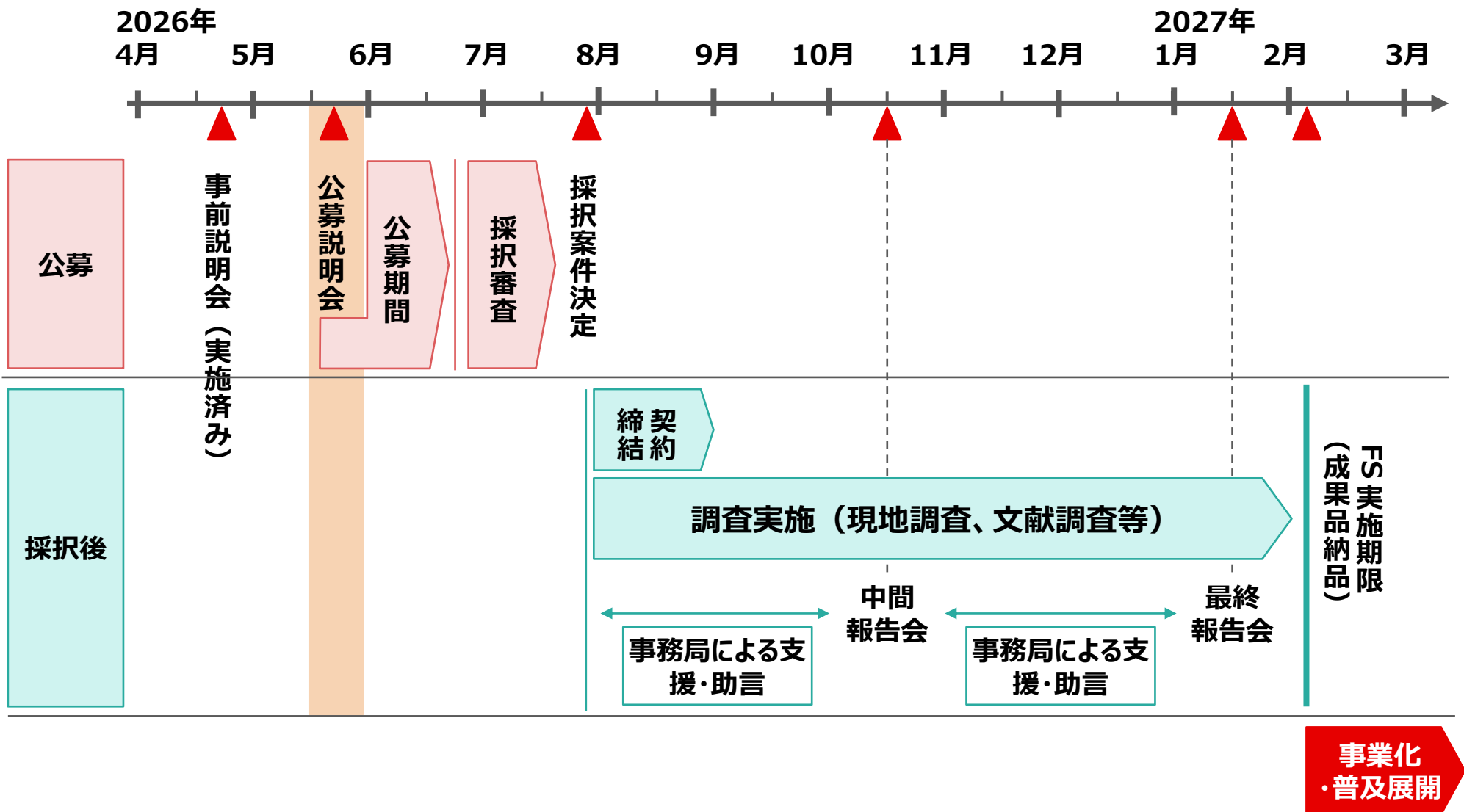
- FS後の事業化およびJCMプロジェクト化を主体となって担う予定の企業等が参画する体制を構築して提案する必要があります。事業化の支援を行う者（コンサルティング会社、調査会社等）の単独提案は想定していません。

*1：親会社である本社が、日本に拠点を有している日本企業の海外現地法人は、「日本に拠点を有していること」に含むとします。

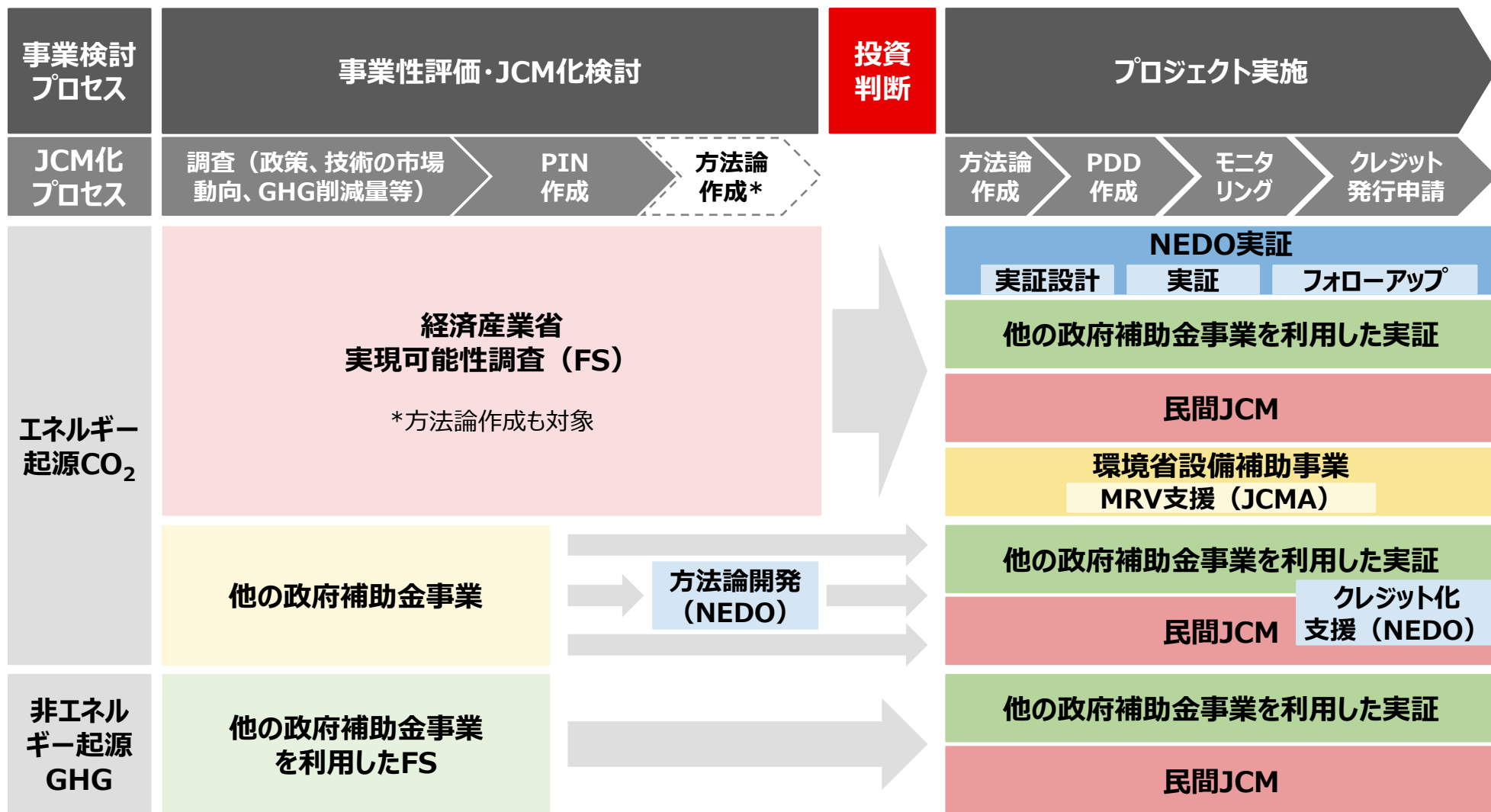
*2：採択後に契約書の内容の修正には応じられませんのであらかじめご了承ください。

II. 本事業のスケジュールと終了後の展開

7. JCM FSのスケジュール



8. JCM FS終了後の展開（想定する出口戦略）



注1) PIN：事業概要書（Project Idea Note）、PDD：事業設計書（Project Design Document）、MRV：測定・報告・検証（Measurement, Reporting and Verification）、JCMA：日本政府指定JCM実施機構、NEDO：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

III.経費の計上

9. 見積関連の提出書類

- 提案時には、見積関連の書類として下表の書類を1つのPDFファイル（ファイル名は2_見積書_企業名）とした上で提出してください。

書類	注意事項
見積書表紙	<ul style="list-style-type: none">■ 提案者が作成し、押印の上提出してください。
見積内訳	<ul style="list-style-type: none">■ 提案者、共同提案者（該当時のみ）分の見積内訳は見積書テンプレートを用いて作成してください。■ テンプレート中の数式は編集しないでください。やむを得ない事情がある場合、事前にご連絡ください。■ 別途事務局確認用にExcelファイルも提出してください（ファイル名はPDFと同様）。
人件費単価根拠資料	<ul style="list-style-type: none">■ 提案者、再委託先（該当時のみ）分を提出してください。
一般管理費率算出表 （該当時のみ）	<ul style="list-style-type: none">■ 見積書テンプレートの一般管理費率算出表シートを用いて作成してください。■ 損益計算書要旨等の根拠資料を添付し提出してください。
再委託比率が50%を超える理由書 （該当時のみ）	<ul style="list-style-type: none">■ 契約金額に対する再委託・外注費の割合が50%を超える場合、「提案書テンプレート及び作成に当たっての注意事項等」の様式3 別添1の「再委託費率が50%を超える理由書」を用いて作成してください。

10. 共同提案者分の見積内訳

- 共同提案の場合、提案者の見積内訳の再委託費として、共同提案者の見積内訳の合計額（税抜）を記載してください。
- 加えて、見積書テンプレートの見積内訳（共同提案分）シートに、共同提案者を見積内訳を記入し、根拠資料（人件費、一般管理費率）とあわせて提出してください。

見積表紙は提案者（幹事法人）

見積書表紙
株式会社〇〇

提案者（幹事法人）内訳

見積内訳【株式会社〇〇】	
(2)内訳	
1. 人件費	
2. 事業費	
3. 再委託・外注費	
株式会社△△(再委託)	1,000,000
4. 一般管理費	

共同提案者（再委託先）内訳

見積内訳【株式会社△△】	
(2)内訳	
1. 人件費	
2. 事業費	
3. 再委託・外注費	
4. 一般管理費	
<hr/>	
合計額(税抜)	1,000,000

11. 経費区分

- FSの対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には下表のとおりです。
- 対象経費については、経済産業省の[委託事業事務処理マニュアル](#)等の書類を十分に確認してください。
- 契約期間外の経費は対象外です。

経費項目	内容
I. 人件費	■ 事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	■ 事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会議費	■ 事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	■ 事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費 (借料及び損料)	■ 事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費 ■ 事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	■ 事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費

11. 経費区分（つづき）

経費項目	内容
Ⅱ. 事業費	
印刷製本費	■ 事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	■ 事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	■ 事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの ● 例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）、翻訳通訳費用、文献購入費等
Ⅲ. 再委託・外注費	■ 受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者（共同提案者を含む）に再委託するために必要な経費（他の経費項目に含まれるものを除く） ※提案時の共同提案者の見積りにについては別途「見積書テンプレート」を確認すること
Ⅳ. 一般管理費	■ 委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

■ 以下の経費等は計上できません。

- 建物等施設に関する経費、事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）、事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費、契約や精算作業のための人件費、その他事業限定として特定できない経費

12. 経費の流用

- 経費の区分間の流用額が10%以内であれば、計画変更なしに精算できます。ただし、人件費と一般管理費は増やすことができません（下表）。
- 区分間の流用額が10%以内の場合、および区分内の流用額が10%を超過する場合、計画変更は不要ですが、事務局へ事前にご相談ください。

区分	流用を受ける (増やす)	流用に出す (減らす)	流用上限
人件費	×	○	金額が少ない 経費区分の 10%以内
事業費	○	○	
再委託・外注費	○	○	
一般管理費	×	○	

13. 人件費単価の設定

- 経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」を参照の上、健保等級単価、実績単価、コスト実績単価、受託単価のいずれかの手法を選択の上、人件費単価を設定してください。
- 単価設定の根拠資料を見積書に添付の上提出してください。

手法	単価	単価設定の根拠資料
手法1	健保等級単価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者標準報酬決定（改定）通知書、または健保等級証明書
手法2	実績単価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人件費実績単価算出表（見積書テンプレートに書式あり） ■ 法定福利費の支払額がわかる資料（給与台帳等） ■ 法定福利費の算出根拠がわかる資料（健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書及び被保険者標準報酬決定通知書）
手法3	コスト実績単価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時間あたりの人件費単価計算の基礎となる資料 ■ 時間あたりの間接的経費の基礎となる資料
手法4	受託単価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 単価表 ■ 以下いずれかの資料 <ol style="list-style-type: none"> ①当該単価規程等が公表されていることがわかるもの。 ②経済産業省以外の官公庁で当該単価の受託実績が分かるもの。 ③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績が分かるもの。

14. 再委託・外注の区別

- 下表を参照の上、再委託・外注のいずれか適切な方を選択してください。
- 共同提案者は必ず再委託としてください。

	定義	精算*1	提案時 見積内訳	提案時 見積根拠	契約時 見積内訳	契約時 見積根拠
再委託	受託側で取組み方や進め方の検討が必要で、見積内訳が複数項目となっている	あり	必要	必要	不要	不要
外注	仕様書の指示に従って成果物が納入でき、見積内訳が単項目となっている	なし	必要	不要	不要	不要

*1：精算ありと精算なしの違いは以下の通り。

■ 精算あり

- 支払うべき金額の確定に関する条項などの精算条項がある契約。
- 再委託先から精算証憑類を受領し、検査、額の確定により支払いをする。

■ 精算なし

- 精算「あり」以外の契約。

15. 一般管理費の計算方法

- 一般管理費は以下の式で算定されます。
 - 一般管理費 = (人件費+事業費) <再委託・外注費を除く> × 一般管理費率
- 一般管理費率は下表の式から算定される値、あるいは10%の低い方を選択してください。

	計算方法
企業における計算式	一般管理費率 = (『販売費及び一般管理費』 - 『販売費』) ÷ 『売上原価』 × 100
公益法人における計算式	一般管理費率 = 『管理費』 ÷ 『事業費』 × 100
独立行政法人における計算式	一般管理費率 = 『一般管理費』 ÷ 『業務費』 × 100
私立大学等における計算式	一般管理費率 = 『管理費』 ÷ 『支出の部の合計』 × 100 管理費 = (人件費 - 教員人件費) + 管理経費

- 見積書テンプレートの一般管理費率算出表シートを作成の上、**計算の根拠（決算書の損益計算書等）を添付し提出してください。**
 - 人件費単価の「手法4 受託単価」を使用している等の理由で一般管理費を計上しない場合は提出不要です。

IV. 応募手続き・留意事項など

16. 応募手続き

- 提案書の提出期限は**令和8年6月22日（月）12時（正午）必着**です。
 - 期限までに提出されなかった提案書は受理いたしません。
 - 書類に不備がある場合は受理できません。
- 応募予定者は**令和8年6月15日（月）17時**までに、JCM FS事務局に応募予定であることを連絡してください（**必須**）。
- 書類はオンラインストレージ（Boxを想定）からご提出ください。Boxのアップロードリンクは応募予定の連絡をいただいた際にご案内します。
- 応募時のファイル構成、ファイル命名方式は下記の様式で統一してください。

書類	注意事項
1_企画提案書_企業名	■ 「提案書テンプレート及び作成に当たっての注意事項等」に沿って作成してください。
2_見積書_企業名	■ 本資料の「Ⅲ.経費の計上」を確認の上、作成してください。
3_添付資料_企業名	■ 必要に応じて提出してください。
4_会社概要_企業名	■ 会社概要が分かる資料をご提出ください（会社パンフレット等でも可）。 ■ 共同提案の場合、共同実施者分は不要です。
5_財務諸表_企業名	■ 過去3年分の財務諸表をご提出ください。 ■ 共同提案の場合、共同実施者分は不要です。

17. 問い合わせ先

- 本公募の内容に係るご質問については、本公募資料をご確認の上、**令和8年6月19日（金）12時（正午）**までに下記問い合わせ先に電子メールにてご連絡ください。
 - 昨年度の[Q&A](#)をウェブサイトで公開していますので、こちらも事前にご確認ください。

【問い合わせ先】

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
地球環境部
JCM FS事務局
Email: jcm-fs@murc.jp

[公募ウェブサイト](#)



(注) 休日・祝日にお問い合わせいただいた事項は、翌営業日以降に返答させていただきます。
審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

参考資料

■以下の審査基準に基づいて総合的な評価を実施

1. 「10. 応募資格」を満たしているか。
2. 応募書類が全て提出されているか。
3. 提案内容が、「1.目的」に合致しているか。
4. FS後の事業化およびJCMプロジェクト化を担う予定の企業等がFSに参画しているかどうか（参画の形態は、申請者（共同申請者を含む）、委託先、外注先、FSでの委託費での費用支出が生じない協力先のいずれかとする）。
5. FSの相手国や対象技術について、普及可能性や相手国政府の支援策、法制度等具体的な分析に基づき、合理的に選択されているか。
6. 優れた技術、ノウハウ、製品等の活用が見込まれ、FS実施後の広範な普及促進に資するものか。
7. プロジェクトレベルでのGHG排出削減を達成するロジック（考え方）および排出削減量の算定方法について具体的に検討し、その検討手順や想定される課題が整理され、課題の解決策（仮説）と調査内容が示されているか。
8. 事業実施が、大規模なGHGの排出削減のみならず、相手国の環境改善、環境・エネルギー技術の普及促進、省エネ促進や世界の排出削減に貢献するか。また、FSの対象国・対象分野のみならず、他国や地域内、他の関連分野等に波及することが見込まれるものか（普及拡大による削減貢献への波及性）。
9. 提案事業者において、将来の事業化およびJCMプロジェクト化に向けて具体的な事業計画が検討されていて、かつ、FS終了後の事業展開およびJCMプロジェクト化の見込みが高いかどうか。
10. 提案する事業や技術に関して、これまでに何らかの活動、調査、事業展開実績など、経験や実績を有しており、効果的なFSの実施と適切なFSの成果が得られる見込みが高いかどうか。
11. FSにおいて検証する、事業実施に向けて克服すべき課題（投資リスク、投資負担の軽減、価格競争力強化といった事業推進に向けた課題も含む）に関する解決のための仮説と、その検証方法が明確に示されているか。

審査基準（つづき）

12. FSを円滑に開始、遂行するため、相手国政府や企業等関係者との調整等がされており、採択後すぐに調査に取り組める見込みがあるか。特に、FS終了後の展開としてNEDO JCM実証事業への応募を想定する場合、相手国政府や企業等関係者との実施体制構築など実証応募に向けた具体的な調査計画が盛り込まれているか。
13. 事業実施体制に複数事業者を含む場合、各事業者の能力、役割、成果が明確であるか。また、将来のNEDO JCM実証事業や民間JCM、その他の政府補助金を活用した事業で事業主体となる法人が明確であるか。
14. FSの調査規模等に適した実施体制が構築されているか。
15. FS実施方法や各事業者の分担、スケジュールが効果的かつ現実的か（調査状況及び現地の情報について、事務局及び委託元の経済産業省担当者と定期的に情報交換を行うとともに、調査状況に柔軟に対応できる実施方法・スケジュールとなっているか）。また、調査中間時でのマイルストーンの設定が明確にされているか。
16. FSの費用総額と、将来の事業化効果のコストパフォーマンスが優れているか。
17. ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
18. 「ビジネスと人権」に関する行動計画（改定版）（令和7年12月、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議策定）（以下URL参照）に沿って、企業が自らの責任の下、最善の人権対応（人権デューデリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等）に取り組んでいるか
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100956579.pdf>
19. 企画提案書に『「情報管理体制図」、「情報取扱者名簿」（別添2）を契約時に提出することを確約します。』と記載され、情報管理体制が確保される見込みか。
20. 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。また、事業の中核的検討や意思決定、相手国関係者との調整等を含め、事業者自らが主体的に関与しているか。
21. 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。なお、共同提案者の費用については、再委託費として計上すること。

JCM FS採択時のメリット

■ FSへの採択により、JCMプロジェクト化に向けて以下のようなメリットが期待されます。

専門家による助言

- 調査を通じて外部有識者、JCM FS事務局から**事業に関する助言**を得ることができ、FS終了後の迅速なJCMプロジェクト化に向けて、案件の熟度を高めることができます。

JCM化に必要な書類が整う

- FSを通して、方法論案、PIN案といった**JCMへの申請に必要な書類**を作成するため、条件が整えばFS終了後に速やかにそれらを提出することも可能です。

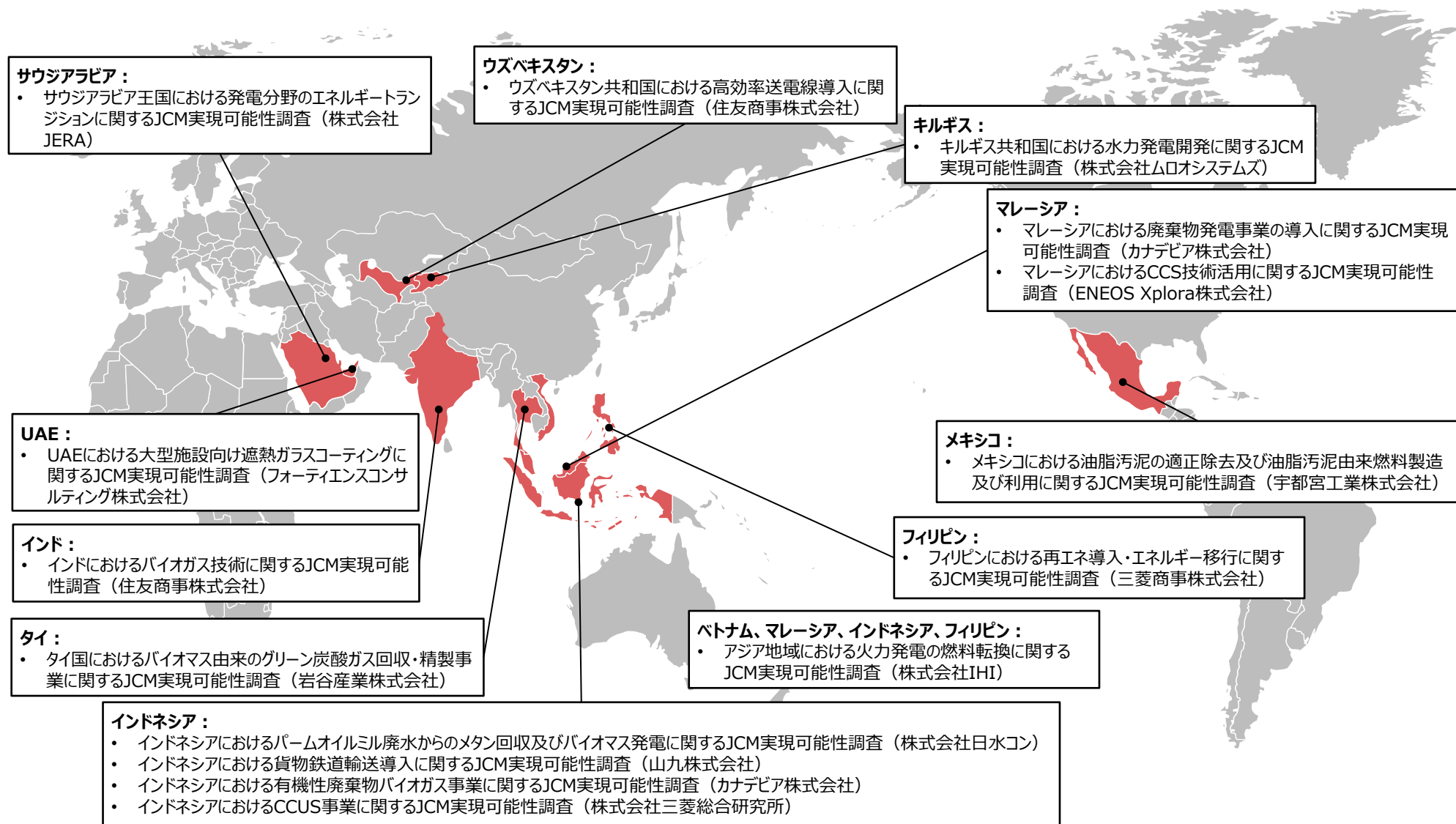
相手国関係者とのコネクション確保

- 経済産業省やJCM FS事務局のネットワークを活用して、**相手国関係者とのコネクション**を得ることができ、JCM化に向けた調整が円滑に進むことが期待されます。

相手国関係者からの信頼性向上

- 相手国関係者に対して、日本の支援事業に採択されたプロジェクトと説明できるため、相手国関係者から**案件に対する信頼**を得やすいことが期待されます。

2025年度JCM FS採択事業（一覧）



2024年度JCM FS採択事業

案件名	対象国	実施事業者	参考資料 (URL)
タイにおける省エネ高精細フレキソ印刷技術に関するJCM実現可能性調査	タイ	旭化成株式会社	調査概要 、 報告書
チリにおける鉱業での太陽熱発電導入に関するJCM実現可能性調査	チリ	AGC株式会社	調査概要 、 報告書
フィリピンにおける無線基地局へのソーラーパネルと蓄電池の設置及び最適電力制御技術に関するJCM実現可能性調査	フィリピン	株式会社NTTドコモ	調査概要 、 報告書
フィリピンにおける農業残渣を活用したバイオマス発電に関するJCM実現可能性調査	フィリピン	株式会社クボタ	調査概要 、 報告書
ウズベキスタンにおける大型風力発電事業導入に関するJCM実現可能性調査	ウズベキスタン	双日株式会社	調査概要 、 報告書
コスタリカ共和国における貨物鉄道への蓄電池機関車導入に関するJCM実現可能性調査	コスタリカ	日本工営株式会社	調査概要 、 報告書
インド国における牛糞由来のメタンガスを使用した分散型発電システムの導入に関するJCM実現可能性調査	インド	ファイン・エコ・ソリューション株式会社	調査概要 、 報告書
タイにおけるバイオチャー製造・利用に関するJCM実現可能性調査	タイ	一般財団法人カーボンフロンティア機構	調査概要 、 報告書
インドにおける石油化学産業への大規模Waste to Steam導入と都市廃棄物の広域輸送システムに関するJCM実現可能性調査	インド	株式会社エックス都市研究所	調査概要 、 報告書
ブラジルにおける民間主導によるバイオマス発電事業に関するJCM実現可能性調査	ブラジル	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所	調査概要 、 報告書
パプアニューギニアにおけるハイブリッド太陽光発電システムの導入に関するJCM実現可能性調査	パプアニューギニア	サステナブルホールディングス株式会社	調査概要 、 報告書
インドにおける「第二世代バイオエタノール製造技術」導入に関するJCM実現可能性調査	インド	日鉄エンジニアリング株式会社	調査概要 、 報告書
カザフスタンにおける大型風力発電の導入に関するJCM実現可能性調査	カザフスタン	三井物産株式会社	調査概要 、 報告書
インドにおけるCompressed Bio Gas技術に関するJCM実現可能性調査	インド	Mitsubishi Corporation India Pvt. Ltd.	調査概要 、 報告書
ジョージアにおける廃棄物由来燃料の利用に関するJCM実現可能性調査	ジョージア	株式会社クリーンシステム	調査概要 、 報告書